

2009年11月6日

東京都北区長 花川與惣太 殿

2010年度（平成22年度）

# 北区予算編成に関する要望書

日本共産党北地区委員会

委員長 佐藤 月男

日本共産党前都議会議員

曾根 肇

日本共産党北区議員団

団 長 福島 宏紀

幹事長 八巻 直人

中川 大一

八百川 孝

木元 良八

本田 正則

相楽 淑子

山崎たい子

野々山 研

日本共産党北区議員団

〒114-8508 東京都北区王子本町1丁目15番地22号

電話 03-3908-7144

ファックス 03-5993-0280

E-mail [kyoukita@kitanet.ne.jp](mailto:kyoukita@kitanet.ne.jp)

## はじめに

2009年(平成21年)は、前年からのアメリカに端を発した金融危機が日本経済と雇用に深刻な影響を及ぼしました。大企業における派遣社員切りなどにより、職と住居を一度に奪われる事態が広がり、日比谷公園での「年越し派遣村」はその象徴ともいうべきものでした。

その一方で、麻生自民・公明政権の補正予算案の内容は、景気対策といいながら大企業、大銀行応援がその中心で、雇用や中小企業への仕事確保や資金繰り対策は極めて貧弱でした。その上、消費税増税計画を法律に明記し、2兆円の定額給付金支給を目玉政策にするなど、国民不在の本末転倒の予算案というべき内容でした。

このような中でおこなわれた真夏の総選挙は、主権者国民が10年間も続いた自民・公明政権に退場を求め、与党が歴史的敗北を喫する結果となりました。今や「自公政治ノー」は圧倒的多数の国民の声となりました。

都政でも、共産党や民主党の共同提案で、新銀行東京と築地市場の豊洲移転に関する特別委員会が設置されるなど、変化が現れました。さらに、石原知事が固執したオリンピック招致も失敗し、誘致に名を借りた巨大開発の推進や200億円超の誘致費用の税金投入に対し、厳しい批判と責任追及の声があがっています。

今、区民のくらしは未曾有といわれる急激な景気後退のもとで、雇用情勢の悪化、相つぐ社会保障制度の改悪、後期高齢者医療制度の強行、原油・原材料高騰による突然の経営難など、負担は限界に達しています。

しかし、区民にあたたかい手をさしのべるべき北区政は「経営改革プラン」に固執し、指定管理者の導入が2009年度ですでに120施設に及び、23区でも突出したものになっています。こうした「官から民へ」の構造改革路線は、多くのワーキングプアをうみだしたり、サービス低下を招いたりしています。北区政は今こそ、選挙でしめされた「民意」に応える区政へ転換し、区民にとって一番身近な自治体として、人間らしく働き、暮らしていける施策の実現に全力をつくすべきです。

日本共産党北区議員団は、区内の諸団体や各界各層の方々との懇談を重ね、4つの柱351項目の新年度予算要望書にまとめました。実現を強く求めるものです。

## 目 次

<b>第1章</b>	<b>すこやかに安心してくらせるように</b>	<b>3</b>
第1節	医療にかかる負担を軽減し「医療崩壊」の危機打開を	3
第2節	安心して受けられる介護制度の充実を	5
第3節	高齢者福祉について	6
第4節	障害者福祉について	7
第5節	本気の子育て支援、子どもの権利が守られる施策の充実を	11
第6節	生活困難世帯への対応について	14
<b>第2章</b>	<b>いきいきと暮らせるにぎわいのある平和なまちを</b>	<b>16</b>
第1節	雇用対策の充実を	16
第2節	中小企業振興のために	17
第3節	人格の形成をめざす学校教育について	18
第4節	学校の施設整備について	21
第5節	生涯学習の充実を	21
第6節	平和に貢献する北区を	22
第7節	男女共同参画をめざして	23
第8節	消費者施策について	24
<b>第3章</b>	<b>安全で快適なうるおいのあるまちづくりを</b>	<b>25</b>
第1節	まちづくりの基本について	25
第2節	防災対策の拡充	25
第3節	快適で、うるおいのある住宅・まちづくりを	27
第4節	温暖化による気候変動から地球環境をまもるために	31
第5節	リサイクル促進と清掃事業の充実を	32
第6節	利用しやすい交通機関を求めて	32
第7節	通行の安全・安心対策の充実を	33
第8節	各地域のまちづくりの課題について	34
<b>第4章</b>	<b>区民本位の行財政改革を</b>	<b>37</b>
第1節	区役所庁舎のあり方をめぐって	37
第2節	住民本位の行財政改革を	37
第3節	区民負担の軽減を	37
第4節	公正・公平な契約をめざして	38
第5節	自治権拡充、財政権確立のために	39
第6節	政治倫理の確立について	40
第7節	永住外国人の権利擁護のために	40

# 第1章 すこやかに安心してくらするよう

## 第1節 医療にかかる負担を軽減し「医療崩壊」の危機打開を

- 1、後期高齢者医療制度のすみやかな廃止を国に求めること。
- 2、後期高齢者医療制度の廃止を前提に、当面、
  - ①保険料を低く抑えるために、国庫補助金や都補助金の増額を求めること。
  - ②北区としても保険料軽減の区単独事業を実施すること。
  - ③世帯単位でなく個人単位による減額を行うこと。
- 3、70～74歳までの医療費窓口負担2割への引き上げは中止するよう、国に求めること。
- 4、子ども医療費及び75才以上の高齢者医療費の無料化、および現役世代の医療費3割負担の軽減を国に求めること。
- 5、国民健康保険事業については、
  - ①ただし書き所得による保険料算定の変更に伴い、保険料が値上げにならないよう減額措置を講じること。
  - ②国庫補助を当面45%に復元を求め、東京都の責任を明確化し、保険料を値下げすること。
  - ③失職や生活困窮などの現状に即した保険料の減免制度を拡充すること。
  - ④保険証の発行を義務化するよう国に法改正を求めること。
  - ⑤当面、資格証明書発行については、機械的、一律にはおこなわず、新型インフルエンザ対応や子どもへは無条件に保険証を発行すること。
  - ⑥短期保険証の窓口留め置きは行わないこと。
- 6、国民健康保険と後期高齢者医療制度における医療費の一部負担減免制度については、
  - ①区民周知をはかり、積極的に活用すること。
  - ②生活保護を適用されなかった方には、あたたかい対応をすること。
- 7、医療費抑制の構造改革による病院閉鎖、病床削減、公的病院の民営化、医師、看護師不足など医療崩壊を打開し、安心の医療体制を確立するため、以下の改善を国や東京都に求めること。
  - ①診療報酬の抜本的改善及び保険適応の拡充。
  - ②医師をはじめとしたマンパワーの確保。
  - ③産科、小児科をはじめとした救急医療体制の確立。
  - ④療養病床の削減中止及び、北区を含む西北部医療圏の病床数の拡充。
- 8、東京北社会保険病院については、
  - ①公的病院としての機能を存続拡充させること。
  - ②病床数の増床、周産期医療、小児科医療の拡充を支援すること。
- 9、都立病院再編計画の中止と、以下の点を東京都に求めること。
  - ①地域拠点病院として、伝染病、神経、小児、周産期、精神などの機能を維持拡充すること。
  - ②PFIや地方独立行政法人の推進をやめ、元にもどすこと。

- ③北区が外来、入院患者数で第2位のシェアを占めている都立駒込病院のPFIは契約を破棄し、元にもどすこと。
- ④都立豊島病院の分娩の再開や救急医療体制の強化を求め、あわせて王子地域からの交通アクセスも改善すること。

**10、印刷局東京病院について、以下の点を独立行政法人国立印刷局に求めること。**

- ①滝野川地域にひとつもなくなった二次保健医療機関にふさわしい医療水準、職域と地域に対する医療機能を存続、回復させること。とりわけ、診療科目と病床数の維持存続に努めること。
- ②北区、区議会、近隣住民、職域団体との合意のない譲渡や閉鎖はおこなわないこと。
- ③現在、働いている職員の雇用を引き続き守ること。

**11、区内医療機関などの看護師確保のために、医師会と連携し、潜在看護師への研修や就職フェアを開催すること。**

**12、新型インフルエンザなどの感染症対策の強化について、**

- ①区内の医療機関での準夜帯受け入れ体制を確保するため、医師会と連携をはかり、必要な体制への財政支援を行うこと。
- ②ハイリスク者及び子どもや高齢者へのインフルエンザ予防接種への補助拡充や新型インフルエンザへの予防接種補助を実施すること。
- ③65才以上の高齢者への肺炎球菌ワクチン接種の補助を実施すること。
- ④保健師をはじめとした保健所の相談体制を強化すること。

**13、事業所や労働基準監督署、医師会などと連携し、メンタルヘルスケアやうつ病の早期発見、早期治療を推進すること。**

**14、喘息患者に対する医療費助成制度について、**

- ①北区ニュース、医療機関の窓口、ポスターの掲示など区民周知をはかること。
- ②区内医療機関の窓口申請書をおくこと。
- ③都内に1年以上居住している区民の住民票添付は行わないこと。

**15、特定健診・特定保健指導については、**

- ①胸部レントゲン、心電図、血算など、区民健診と同様の項目を引き続き継続すること。
- ②腹囲測定を見直すよう国に求めること。
- ③有料化は行わないこと。
- ④実施期間の通年化、夜間、土日の実施など受診機会を拡充すること。
- ⑤受診券郵送時、問診票も同封すること。
- ⑥実務の簡素化や健診結果は3週間以内に返せるようシステムの見直しをすすめること。
- ⑦健保家族の健診も区内で受けられるようにし、区民の受診率向上に努めること。
- ⑧眼科健診、耳鼻科健診についても、これまでと同様に受けられるようにすること。
- ⑨40歳以下の若い層への健診を北区として実施すること。

**16、各種がん検診については、**

- ①通年実施とし、受診者が希望する日程や検診内容を選択できる制度とすること。
- ②乳がん検診、子宮がん検診は毎年受けられるようにすること。

- ③前立腺がん検診、肺がん検診を実施すること。
- ④有料化しないこと。

17、障害者健診については二次健診を充実させると共に、車イス利用者以外にも対象を広げること。

18、北区が委託している歯科診療については、

- ①障害者歯科診療事業、休日歯科応急診療事業の委託料を増額すること。
- ②障害者用ユニットなど医療機器、設備の改善をはかること。

19、歯科健診については、

- ①歯周疾患健診を毎年受けられるようにし、受診期間を延長すること。
- ②歯周疾患健診、障害者施設など歯科健診などの委託料を増額すること。

## 第2節 安心して受けられる介護制度の充実を

1、介護認定の改善については、

- ①要介護認定制度や利用限度額制度は廃止し、現場の専門家の判断で必要な介護を提供できるしくみに改善するよう国に求めること。
- ②当面の介護認定調査については、生活実態、支援の必要性を明記した特記事項の充実など、高齢者の立場にたった調査を行うこと。とりわけ、認知症高齢者の調査では援助者やケアマネジャーの意見を聞くようにすること。
- ③本人や家族の希望があれば、調査時のケアマネジャーの立会いを認めること。
- ④区分変更については、納得のいく説明とすみやかな対応を行うこと。
- ⑤認定にかかる日数はおおむね30日以内とする法的期間を遵守すること。
- ⑥認定審査会の人数や審査会の開催数を増やすこと。

2、保険料、利用料の軽減については、

- ①介護保険への国庫負担金をただちに5%引き上げ、国の制度として保険料、利用料の減免制度をつくるよう国に求めること。
- ②国庫負担の30%への引き上げや、保険料の算定基準の抜本的改善を国に求めること。
- ③介護報酬引き上げによる利用者負担の値上げに対する軽減策を実施すること。
- ④低所得者に対する訪問介護やデイサービスの利用料及び食費負担などの区独自の減額制度を実施すること。

3、地域包括支援センターについては、

- ①一人当たりの予防プラン作成件数は、他区並みに30~40件程度とすること。
- ②予防プラン作成に関する報酬や基準の改善を国に求めること。
- ③総合相談やマネジメント、地域づくりなどの役割が充分発揮できる人的体制の強化及び、その体制にふさわしい指定管理料の算定を行うこと。とりわけ高齢化率が50%をこえている桐ヶ丘地域に対応するセンターへ人的体制などの手だてを講じること。
- ④基幹型地域包括支援センターでは、認知症や精神疾患などを持つ高齢者、生活保護受給者など困難事例への支援について、保健師、ケースワーカー、ケアマネジャーなど連携を密にして対応すること。

⑤センターの増設をはかり、地域割りについても実情にあったものに改善すること。

#### 4、高齢者生活援助事業について

- ①区民やケアマネジャーへの周知を拡げ、活用をはかること。
- ②要介護度の重い方も対象となるよう、担い手を事業者へも拡大すること。
- ③介護保険の認定を受けていない高齢者も利用できるようにすること。

#### 5、特別養護老人ホームなど、基盤整備については、

- ①施設整備に対する用地費補助や多床室整備の補助の新設、建設費などの補助金引き上げを国、東京都に求めること。
- ②特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、小規模多機能施設などを増設、増床し、800名余に及ぶ待機者解消をはかること。
- ③低所得者が入所できる利用料減額制度の拡充や多床室の整備をすすめること。
- ④入所者の重度化、認知症や医療対応などを考慮し、医師、看護師、介護職員の配置基準の改善や報酬単価の引き上げを国や都に求め、人的体制を確保すること。
- ⑤従来型の区立特養ホームの水光熱費負担を指定管理料に算定し、利用者への負担増や介護従事者への待遇悪化につながらないように手だてを講じること。
- ⑥区立特別養護老人ホームでの処遇にかかわる実態調査を行い、必要な待遇改善に努めること。

#### 6、老人保健施設については、

- ①入所者の健診が受けられるようにすること。
- ②入所中の検査や薬代の施設側負担が重い実態を調査し、それに対する補助制度を国や都に求めること。また、区としても検討すること。
- ③生活保護受給者の個室居住費に対する補助を国に求めるとともに、区として実施すること。

#### 7、介護従事者の人材確保及び待遇改善、賃金引き上げのために、

- ①介護報酬を5%引き上げると共に、別枠の公費負担を投入するよう国に求めること。
- ②北区独自の人材確保支援事業を施設以外の居宅事業者へも拡充すること。
- ③希望する全ての介護従事者が研修できるシステムを確立すること。

8、介護保険サービスを利用していない高齢者への仮称「健康奨励金」の支給や、家族だけで介護している方への「介護手当」「リフレッシュ券」などの支給を行うこと。

### 第3節 高齢者福祉について

#### 1、認知症高齢者へのとりくみについて

- ①認知症高齢者への区民の理解をあらゆる機会を広げ、子どもたちも対象にするなど、創意あるとりくみを実施すること。
- ②認知症サポーターを増やし、研修後のネットワーク化や活動できるしくみをつくること。
- ③支え合いのまちづくりをすすめるため、商店街や民生委員、介護保険事業所、地域包括支援センター、警察、消防などとの連携、ネットワーク化をすすめること。
- ④もの忘れ相談を拡充すること。
- ⑤認知症高齢者を抱えた家族への支援やリフレッシュ事業を実施すること。

- 2、病気や緊急の際、保健師や看護師、理学療法士などを派遣し、生活の安定をはかる要援護高齢者支援事業の区民周知をおこない、生活支援も行えるよう事業を拡充すること。
- 3、シルバーカーやT字杖、入浴補助用具など、社会福祉協議会などで貸出すこと。
- 4、訪問理髪サービス、紙オムツ支給事業の対象者を要介護3までに拡大すること。
- 5、食事サービスについては、会食サービスの場所や回数を増やし、配食サービスを実施すること。
- 6、地域ささえあい事業、高齢者の自主的サークルやクラブ活動などにもなう施設使用料は減額すること。また、活動への補助を拡充すること。
- 7、介護手当、生きがい手当、電話料金助成など、高齢者への経済給付的事業を新設すること。
- 8、高齢者ヘルシー入浴券（敬老入浴券）を増やすこと。また、都内共通券とし、隣接区でも使用できるようにすること。
- 9、シルバーパスについては、
  - ①非課税措置の激変緩和策を来年度以降も実施するよう関係機関に求めること。
  - ②課税世帯に対する、年間パス（現行2万510円）だけでなく、6ヵ月パス、3ヵ月パス、5000円券、1万円券を導入するなど、負担軽減策をとるよう都に求めること。
- 10、北区シニアクラブの運営支援については、
  - ①区立小中学校の遊休の校庭・北運動場および滝野川体育館などの既存施設を月1回程度、半日開放しスポーツやサークル活動ができるよう支援すること。
  - ②クラブの結成について、地域ごとのエリアに限らず、テーマや活動など多様性に配慮した結成、運営ができるよう補助要綱を見直すこと。
  - ③各クラブへの補助金を引き上げること。
  - ④事業報告や会計報告を簡素化すること。

## 第4節 障害者福祉について

- 1、障害者自立支援法を廃止し、憲法と国連「障害者権利条約」にもとづいた総合的な「障害者福祉法」を確立するよう国に求めること。
- 2、障害程度区分認定は廃止し、当面、障害の範囲や障害者の生活実態、支援ニーズに見合ったものに改善し、必要な支援を保障するよう国に求めること。
- 3、利用者負担の軽減策については、
  - ①応益負担を廃止し、利用料の無料化をめざすこと。当面、応能負担制度へもどし、住民税非課税世帯などの低所得者は無料に、親族の扶養義務ははずすよう国に求めること。
  - ②食費や通所サービスなどの北区独自の利用者負担軽減策（減免制度）を実施、拡充すること。



#### 4、施設・事業所運営については、

- ①「日払い方式」を「月額払い」に戻し、正規職員の配置を中心とした雇用体制がとれるよう「報酬単価、職員配置基準の引き上げ」を、国に求めること。
- ②北区として、人材確保のために人件費補助やスキルアップ研修を実施すること。
- ③障害者団体のニーズに応じて、区の遊休施設を積極的に活用できるようあつせんすること。

#### 5、あすなる福祉園、若葉福祉園については、

- ①緊急一時保護事業、ショートステイが実施できるようにすること。
- ②自家発電設置や屋上の防水など施設改善をすすめること。

#### 6、障害者センターについては、

- ①重度障害者通所訓練は、医療対応ができるよう拡充すること。
- ②他の福祉園と同様に、宿泊訓練事業ができるよう再検討すること。

#### 7、地域生活支援事業については、

- ①補助金の大幅な増額を国に求めるとともに、小規模作業所、地域生活支援センター、ガイドヘルパー、手話通訳事業などの現行サービス水準を低下させないこと。
- ②移動支援について、家から学校や施設から施設についても、利用できるよう拡充すること。
- ③プールの利用にも介助者をつけること。
- ④再認定、再審査を速やかに受けられるよう改善すること。

#### 8、福祉作業所や共同作業所など小規模作業所については、

- ①法内施設に移行するまでは、現状の運営ができるよう補助を継続すること。
- ②移行に際し、区の遊休施設利用や既存物件の要件緩和、及び消防法改正に伴う施設整備補助を実施すること。
- ③移行当初の2～3ヵ月は報酬が入らないため、「つなぎ資金補助」などの貸付を実施すること。
- ④東京都に家賃補助の継続を求めるとともに、区の家賃補助を継続すること。
- ⑤通所者交通費補助も継続すること。
- ⑥作業所の増設をはかること。
- ⑦授産活動の拡大のため、区が仕事のあつせんや、企業・商工会などとのパイプ役を果たすこと。

#### 9、精神障害者地域生活支援センターについては、

- ①相談内容の複雑化や実績増に伴い、マンパワーの確保やスキルアップにふさわしい人的体制と場所を確保すること。
- ②スポーツやレクリエーション活動などへの補助および、クラブなどを育成すること。

#### 10、精神障害者就労支援事業については、

- ①相談件数の倍化や統合失調症に加え、うつ、依存症、人格障害、高次脳障害、発達障害など対象範囲の拡がりとともに、専門的、長時間の支援を要する相談者に対応できるよう、区委託費を増額すること。
- ②ヘルパー資格取得などの、障害者委託訓練への補助を拡充すること。
- ③障害者委託訓練で得た資格や技術を生かし、就労や事業が出来るよう、ピアサポート型就労を実施すること。

- ④区及び事業団などでの実習、雇用の場を拡大すること。
- ⑤北区でジョブサポーター制度をつくり、雇用支援をおこなうこと。
- ⑥北区や商店街、企業などと連携したパソコンなどの委託就労を実施すること。
- ⑦赤羽しごとコーナーで就労支援の相談ができるようにすること。

**11、精神障害者就労移行支援事業については、**

- ①新規事業の立ち上げの際は、設備や備品などへの補助をおこなうこと。
- ②公的施設の貸与または家賃補助を実施すること。
- ③障害特性上、疲れやすさからくる毎日の利用困難にみあった給付内容とするよう国に求めること。

**12、精神障害者就労継続支援事業の導入について、区内法人の実施にあたり、区の遊休施設の活用や家賃補助などの支援を行うこと。**

**13、アルコールや薬物依存症などの早期発見、早期治療の啓発に力を入れること。また、依存症からの回復や社会復帰施設、作業所、グループホームなどへの支援を拡充すること。**

**14、視覚障害者への事業については、**

- ①ガイドヘルパーは無料を継続すること。
- ②「地域生活支援受給者証」を小型化し、氏名、受給者番号は点字で表記すること。
- ③プールや海などの健康保持についても移動支援として一連のガイドヘルパー支援を認めること。
- ④コミュニケーション事業として、訪問による文字サービス事業、図書館の訪問対面朗読事業を実施すること。
- ⑤点字ディスプレイを有する用具（ブレイルメモポケットなど）を日常生活用具に加えること。

**15、聴覚障害者への事業については、**

- ①手話通訳事業は原則無料を継続すること。
- ②（社）東京手話通訳など派遣センターに通訳を依頼している聴覚障害者が、無料で継続利用できるようにすること。
- ③中途失聴・難聴者に対してのコミュニケーション確立のために、要約筆記者派遣事業を無料で継続すること。
- ④手話通訳者養成クラスの新設及び昼間の上級クラスを増設すること。
- ⑤テレビ電話も日常生活用具として認めること。
- ⑥手話通訳連絡所の非常勤職員の5年の雇い止めを撤廃すること。
- ⑦区内の高齢者介護施設に、聴覚障害者枠を確保すること。
- ⑧生涯学習講師派遣制度（外部講師）を毎年、利用できるようにすること。

**16、知的、精神障害者のグループホームおよびケアホームについては、**

- ①国に対し、日割り方式や職員基準の見直しとともに、運営費の増額を求めること。
- ②グループホームを増設すること。
- ③都営、区営住宅または区の遊休施設などの活用を検討すること。
- ④更新料やリフォームなどの助成を拡充すること。
- ⑤必要に応じて、各障害間の相互利用ができるようにすること。
- ⑥グループホームに住んでいてもヘルパー派遣が受けられるようにすること。
- ⑦区民に対する物件提供などのよびかけを行うこと。

17、重度身体障害者グループホームについては、入居者負担を軽減するため、家賃補助を実施すること。

18、重度身体障害者のヘルパー派遣については、

- ①報酬単価を引き上げるよう国にはたらきかけること。
- ②24時間対応とすること。

19、知的及び、身体障害者の入所施設については、

- ①増設を都にはたらきかけるとともに、区としても設置すること。
- ②借り上げなどによる住宅を整備すること

20、障害者自立生活体験事業（宿泊訓練事業を含む）を、民間と協働して実施し、拡充をはかること。

21、発達につまずきのある子どもへの支援について

- ①発達支援センターを設置し、教育委員会などとも連携して、総合的な対応ができるようにすること。
- ②早期発見、早期対応ができるよう更につとめること。
- ③発達相談事業を拡充し、専門家の増員も含め、療育指導の体制を充実すること。
- ④個別相談ができる相談室を確保すること。
- ⑤保育園や児童館などへの巡回指導体制の整備、確立をはかること。

22、障害児の放課後事業については、

- ①助成を拡充するとともに、拠点が広がるよう区の未利用施設活用を検討すること。
- ②都立特別支援学校施設での実施も検討するよう都に求めること。

23、児童デイサービスについては、

- ①家賃補助や修繕費補助を実施すること。
- ②さくらんぼ園の事業所確保を支援すること。

24、福祉タクシー券については、

- ①料金の値上げなどを考慮し、支給枚数を増やすこと。
- ②精神障害者も対象とすること。

25、障害者無料乗車券については、区内を運行する民営バスやコミュニティバスでも使えるよう関係機関にはたらきかけること。

26、心身障害者福祉手当が三障害全てに支給されるよう国及び都に求めること。

27、精神障害をはじめ、各障害理解をすすめるため、学校教育における学習の機会を促進すること。

28、精神の緊急医療体制について、緊急事態における警察への通報、搬送、措置入院にいたるまでの当事者、家族の抱える困難さを解決するため、緊急事態にならないような対策や入院にいたる

スムーズなシステムを区、東京都と連携し検討すること。

29、知的や視覚障害のガイドヘルパー養成講座や2級ヘルパーのスキルアップ研修などを実施し、区として障害福祉に働く人材確保と質の向上に取り組むこと。

30、作業所などでつくった商品の販売や作品の展示が行える場所（区内の空き店舗や区内施設など）を積極的に確保すること。

## 第5節 本気の子育て支援、子どもの権利が守られる施策の充実を

1、（仮称）「北区子どもの権利条例」を制定すること。

2、子どもの貧困を解決する視点で、次世代育成支援行動計画を改定すること。

3、経済的支援の拡充については、

- ①子ども医療費をはじめ、妊産婦検診や出産費用の無料化、不妊治療助成制度の拡充、児童手当の拡充、保育料の無料化、教育費にかかる保護者負担軽減、奨学金や就学援助など子育てにかかる経済的負担の軽減策を強化するよう国、東京都に求めること。
- ②北区として、妊産婦健診、出産費用の完全無料化をはじめ、上記の施策を実施すること。

4、子育てを支える労働環境の整備については、

- ①従業員300人以下の中小企業訪問などによる「次世代育成支援行動計画」策定の相談や支援を実施すること。
- ②労働環境を改善するための中小企業への助成金、奨励金制度の実施や融資の優遇措置などを検討すること。

5、保育所最低基準など児童福祉施設最低基準の撤廃はおこなわないよう国に求めること。

6、待機児解消については、

- ①認可保育園整備などの財政支援を国、都に求めること。
- ②策定中の保育計画については、待機児解消にとどまらず、積極的なものとする。
- ③認可保育園の増設や分園の設置、保育園の低年齢児枠の拡大をすすめ、当面、入所判定は月2回とすること。
- ④無認可保育室、保育ママ制度なども拡充、活用すること。

7、認可保育園については、

- ①保育園保育料を値上げしないこと。
- ②第2子からの保育料を無料にすること。
- ③産休明けや延長保育などの拡充をはかること。
- ④地域の子育て支援や一時保育、ママパパほっとタイム事業などについて、場所の確保や人員体制の整備、補助の拡充をはかること。
- ⑤里帰り出産でも、区内の保育園に入所できるようにすること。
- ⑥病後児保育を全園で実施すること。

- ⑦耐震補強、大規模改修の工事中における保育実施場所を区内各地に確保すること。
- ⑧保育所設置基準の維持・充実を国に求めること。
- ⑨保育士の給与水準の引き上げを国、東京都に求めること。

#### 8、区立保育園については、

- ①区直営とし、指定管理者制度による民間委託はおこなわないこと。
- ②正規職員を採用し、保育の質を継承できるようにすること。
- ③保育園定数に応じた正規職員を確保すること。
- ④公共住宅に併設している園については、住居からの落下物に対する防護策を講じること。
- ⑤施設の総点検を実施し、必要な改善をはかること。

#### 9、指定管理園については、

- ①やむをえず民間委託をおこなう場合には、実績のある社会福祉法人などを選定すること。
- ②保育の質の低下を招かないための基準（保育実績・内容、人員配置、雇用条件など）をつくること。
- ③選定委員会は公開とすること。
- ④赤水など給排水設備の改善や電気設備などの改修改築は、園の要望をふまえて区が実施すること。

#### 10、私立保育園については、

- ①コア人材となるベテラン保育士の育成確保や、質の高い保育を実践するため、都加算を継続するよう求めると共に、区単独補助（産休明け保育、延長保育、特例保育など）を継続すること。
- ②延長保育の乳児加算を実施すること。
- ③処遇が困難な子どもたち、たとえば食物アレルギー児、吸入抗原アレルギー児、広汎性発達障害児（自閉症傾向児、自閉症児）、高機能自閉症児、アスペルガー症候群児、ADHD 児（注意欠陥・多動性障害）、軽度発達障害児など特別に配慮が必要な子どもや、虐待、育児困難家庭、外国人家庭の子どもなどと職員配置への支援をさらに強めること。
- ④保育園の貸しオムツ代補助金を増額すること。
- ⑤耐震補強工事への補助を拡充すること。
- ⑥耐震工事などの園舎改築時、区内の遊休、学校施設などを無償貸与すると共に、必要な施設の改修は区で実施すること。

#### 11、無認可保育室については、

- ①無認可保育室が協同で提案している認可保育所への許可と支援を行うこと。
- ②現行の保育室制度を継続し、保育室としての運営を希望している園を支援すること。
- ③保育の質を確保するため、定員割れ対策費の補助期間を延長すること。
- ④夜間保育、延長保育の補助を増額すること。
- ⑤障害をもつ子どもを受け入れる際、人件費の補助をおこなうこと。
- ⑥年度途中で入所した場合、3才になる子の保育料補助を実施すること。
- ⑦認証保育所への移行に際して、移転先の援助や区の独自補助を継続すること。

#### 12、認証保育所については、

- ①保育の質を向上させるため、区の単独加算を実施するなど、十分な指導と援助をおこなうこと。
- ②株式会社の参入は、認めないこと。

### 13、家庭福祉員（保育ママ）については、

- ①制度の拡充をはかること。
- ②保育室からの移行について、柔軟な対応をはかること。

### 14、私立幼稚園については、

- ①幼児教育の無償化を国、都に求めるとともに、北区としても教育費の負担軽減に積極的に取り組むこと。
- ②入園祝金をさらに増額すること。当面、都内平均の5万円程度まで増額すること。
- ③保護者負担軽減補助金をさらに増額すること。
- ④創造造形活動と資源の有効活用など「私立幼稚園教育研究活動費補助金」を増額すること。
- ⑤園児の健康管理健診などの園医確保などのため、「園児健康管理補助金」を新設すること。
- ⑥「私立幼稚園協会活動費補助」（教職員と保護者のつどい）を増額すること。
- ⑦預かり保育事業、栄養補助費など「私立幼稚園幼児教育振興補助金」を増額すること。
- ⑧障害児など、処遇困難な子どもの入園に対して、発達心理相談員の定期巡回相談が受けられるようにすると共に、都の人的配置補助を受ける際の条件緩和や専属補助員を配置できるよう区として助成をおこなうこと。また、区立園同様、補助員の支援を行うこと。
- ⑨各教室のエアコン設置補助を行うこと。
- ⑩情操教育（観劇）推進の補助を行うこと。
- ⑪就学支援シートの活用は、私立幼稚園園長会との合意をはかること。

### 15、児童福祉施設の最低基準を下回る設置基準、職員配置基準での運用や自治体が関与しない直接入所方式、施設側の裁量による保育料の設定などを実施する「認定子ども園」の導入はおこなわないこと。

### 16、児童館については、

- ①区の直営とし、指定管理者制度による民間委託はおこなわないこと。
- ②やむをえず民間委託する場合でも株式会社は選定しないこと。
- ③選定先の雇用条件、賃金や労働条件を把握し、質の確保に努めること。
- ④地域の子育て支援グループとの連携を強め、協同の子育て支援を進めること。
- ⑤地域の親交流の場として、時間を区切らずいつでも遊びにくることのできる環境づくりや、昼食、飲食も可能とすること。
- ⑥児童館の事業内容について、子ども支援の関係者も含め、恒常的に研修する場をつくること。
- ⑦3地区の児童館でモデル実施されている「中高生タイム事業」を拡充すること。

### 17、学童クラブ事業については、

- ①民間委託はおこなわないこと。
- ②施設や運営の基準を作成し、定数や生活の場としての環境の改善をはかること。
- ③待機児解消については、大規模化（定員60人、80人、100人）は行わず、現行の定員40名、1クラブを基本として、増設すること。
- ④学童クラブの育成料を値下げ、おやつ代補助を増額すること。
- ⑤第2子からは無料とすること。
- ⑥利用時間の延長、対象学年の拡大および障がい児の受け入れ体制を拡充すること。
- ⑦全児童対策事業との一体化はおこなわないこと。

## 18、児童虐待防止のために、

- ①先駆型子ども家庭支援センターについては、相談実績に対応し、人的体制を強化すること。
- ②虐待防止ネットワークの強化と児童相談所の積極的関与をはたらきかけること。
- ③児童相談所の体制強化を都に求めること。

## 19、育ち愛ほっと館については、

- ①赤羽や滝野川地域にも増設すること。
- ②区民と協働の子育て事業をいっそう拡充し、場の提供も積極的におこなうこと。

20、志茂子ども交流館については、世代を超えた交流の機会をふやすとともに、多目的室やプレイホール、調理室などについて区民利用の促進をはかること。

21、地域の子育て支援団体、法人が運営している事業に、国のひろば事業の補助金活用など区として積極的支援を行うこと。

22、プレイパーク（冒険遊び場）を住民と協働し、継続すること。また、プレイリーダーの育成や補助を拡充すること。

23、中高生の居場所づくりについては、社会教育施設や鉄道及び高速道路の高架下を活用するなど関係各課が連携して進めること。

## 第6節 生活困難世帯への対応について

### 1、ひとり親家庭支援については、

- ①児童扶養手当について、5年間受給後の児童扶養手当の一部支給停止条項の廃止や2人以上の子どもがいる世帯への加算額の増額、及び父子家庭も対象とするよう国に求めること。
- ②生活保護の母子加算を復活するよう国に求めること。
- ③家事援助事業の「ひとり親家庭となって2年以内」とする条件を改善すること。
- ④ファミリーサポート事業を活用する際、利用料の補助を行うこと。
- ⑤区営・区民住宅の優先枠の拡充や民間住宅への家賃補助を実施すること。
- ⑥高等技能訓練促進費の職種対象を拡充すること。

### 2、生活保護行政については、

- ①派遣切りや失職などで収入や住居を失った方々の相談に丁寧に応じ、稼働年齢を理由に生活保護申請を辞退させないこと。
- ②母子加算、老齢加算の復活を国に求めること。
- ③入浴券支給を復活すること。
- ④持ち家の資産活用（リバースモーゲージ）に関する機械的な対応はおこなわないこと。
- ⑤相談員やケースワーカーを増員すること。
- ⑥赤羽地域に福祉事務所をつくること。
- ⑦無料低額宿泊所について、区内の実態を把握し、是正、改善を行うこと。

3、応急小口資金などの貸付制度は、保証人や貸付金額、返済方法など条件を緩和し、積極的活用を

はかること。

4、地上デジタル放送への移行については、

- ①2011年7月のアナログいっせい停波計画の延期を国に求めること。
- ②高齢者世帯、ひとり親世帯、低所得者世帯などへの対策を区としても実施すること。



## 第2章 いきいきと暮らせるにぎわいのある平和なまちを

### 第1節 雇用対策の充実を

1、人間らしく働けるルールを確立するために、以下の点を国に求めること。

- ①大企業に対し、雇用を守る社会的責任を果たさせるよう指導、監督すること。
- ②派遣労働は臨時的、一時的な業務に限定し、登録型派遣は原則禁止するなど、労働者派遣法を抜本改正すること。
- ③全国一律最低賃金制度をつくり、最低賃金を時給1000円以上に引き上げること。
- ④非正規労働者も失業給付がきちんと受けられるようにするとともに、失業給付の延長をおこなうこと。
- ⑤失業者・求職者への生活援助制度を拡充すること。
- ⑥中小企業が非正規労働者を正社員に登用した場合への賃金助成制度を拡充すること。
- ⑦「サービス残業」「名ばかり管理職」「QC活動」など、違法な長時間労働を根絶すること。
- ⑧残業時間の上限を法定化するとともに、最低11時間の連所区休憩時間を確保すること。

2、ワーキングプアをなくし、働く人の生活と権利を守るために、北区として以下の点にとりくむこと。

- ①緊急雇用対策事業を国や都の補助金も活用し、継続、拡充すること。
- ②現在実施している緊急雇用事業の賃金や雇用期間を改善すること。
- ③福祉、教育、子育て支援施策など、区としての独自雇用策を実施すること。
- ④「雇用課」など雇用問題を扱う専管組織をたちあげること。
- ⑤「ネットカフェ難民」や日雇い派遣労働者の実態を調査すること。
- ⑥雇用とくらしの総合相談窓口を設置すること。
- ⑦働く人の権利や、雇い主の責任などをわかりやすく解説した「ポケット労働法」を、身近な施設に常備し、成人式などで配布すること。
- ⑧生活安定化総合対策事業については、条件の緩和やサービスの拡充など、より利用しやすい制度に改善するよう都に求めること。また、相談窓口を増やすこと。
- ⑨家賃補助や入居時の敷金・礼金など生活資金融資を実施すること。
- ⑩「就労育英基金」の設立や職業訓練中の生活費補助など就労のための経済的援助を実現すること。
- ⑪ハローワーク王子や都の労働局とも連携し、若者などへの就労支援事業を拡充すること。
- ⑫北区が発注する工事や管理などの委託事業で、新たなワーキングプアを生み出さないよう「公契約条例」の制定など、規定を整備すること。

3、自転車の撤去・移送管理業務を委託した(株)東宝クリーンサービスにおける、従業員への給与未払いについて、当面の貸付も含め、解決されるよう区として知恵を出し対応すること。

4、かつての勤労福祉会館・青少年センターなど、若者のための複合施設をつくること。

5、赤羽しごとコーナーについては、

- ①開館時間を延長すること。
- ②土曜、休日も開館すること。
- ③若者や女性などが立ち寄りやすいスペースを確保すること。
- ④配布用の「ポケット労働法」を常備すること。

6、シルバー人材センター独自の仕事を拡大すること。

## 第2節 中小企業振興のために

1、アメリカ発の金融危機と構造改革による不況の長期化に際して、以下の点を国に求めること。

- ① リストラや雇い止め、貸し渋り・貸しはがしなど、景気悪化の犠牲を国民や中小企業に転嫁させないよう、大企業や大銀行への指導・監督をおこなうこと。
- ② これまでの外需・輸出だのみの経済政策を転換し、社会保障の充実、人間らしく働ける雇用のルール確立、中小企業への抜本的支援の強化、累進課税の税制改正など、内需拡大の政策へ抜本的転換をはかること。
- ③ 100%補償の「緊急補償制度」を全業種に拡大すると共に、仮称「返済猶予制度」の実施を国に求めること。
- ④ 国と大企業の支出で基金を創設し、下請け製造業者の「緊急休業補償制度」を実施すること。
- ⑤ 工場集積地域・ネットワーク維持のため、中小貸し工場の家賃など、下請け業者の固定経費補助を実施すること。
- ⑥ 妻など、家族従業者の労賃を認めない所得税法56条を廃止すること。

2、中小企業融資について、

- ① 緊急景気対策融資、不況対策資金融資のゼロ金利を継続し、信用保証協会の保証なしで実施するよう金融機関へ要請すること。
- ② 金融機関、保証協会による「貸し渋り」への対策を講ずること。
- ③ 北区が斡旋した案件について、制度融資の実行率を上げるため、金融機関を指導すること。
- ④ 返済期間のすえおき、延長など、返済条件を緩和し、経営支援を行うこと。

3、雇用調整助成金について、雇用保険の適用事業主以外にも対象を拡げる事や、零細企業が加入できるよう雇用保険制度を改善するなど、零細企業の雇用促進を国に求めること。あわせて、緊急に区独自の零細企業向け雇用調整助成金制度をつくること。

4、(仮称)「北区中小企業振興条例」を制定すること。

5、区内中小零細企業への悉皆調査を実施し、実態に見合った施策とすること。

6、産業振興部を創設し、以下の点をおこなうこと。

- ① ものづくり課、商業振興課、観光課を創設すること。
- ② 観光振興計画を策定すること。

7、商店街支援については、

- ① 区内共通商品券への補助の全額実施を継続事業とし、予算規模も拡充すること。
- ② 子育て世帯、介護世帯、障害者世帯などへの支援を視野に入れ、プレミアム付き商品券を発行すること。
- ③ 子育てにっこりパスポート事業については、商店街の負担が重くならないよう区として支援すること。

- ④街路灯への補助をさらに増額すること。また LED 化の区独自補助を継続し、各商店街が計画的に移行できるよう支援すること。また、より使い勝手の良いものとするよう都に求めること。
- ⑤有線放送に対する占用料はとらないこと。
- ⑥イベントへの補助金など、交付までの商店街負担を軽減するため、区として前倒し交付すること。
- ⑦空き店舗活用については、対象を広げるとともに、大家も借り主も見通しが持てるよう家賃補助の期間を延長すること。

8、商店街活性化条例について、とりわけ大手業者やチェーン店への徹底を、区として指導、強化すること。

9、大型店の出店に際しては、小売商業調整特別措置法（商調法）などを活用し、いま以上の「床面積」を超えないよう厳しく抑制すること。

10、売り場面積 500 平方メートル超の小売店、同 300 平方メートル以上の深夜営業チェーン店などに対し、近隣住民・商店会の合意規定を含んだ「出店規制条例」を制定すること。

11、区内業者育成・支援のために

- ①区内業者選定を条件とした住宅リフォーム助成を実施すること。
- ②簡易工事登録制度は、あっせん工事の大幅な拡大と区民周知につとめ、区内の幅広い業者が仕事を受けられるように拡充すること。
- ③下請けなどの労働者の賃金、労働条件を守るため、公契約条例を制定すること。
- ④年末緊急景気対策として、中小企業向けに前倒し発注を行うこと。

12、ものづくり支援のための調査・交流事業の拡充と共に「KICC 事業」の推進につとめること。

13、都立産業技術研究所の機能が存続するよう都にはたらきかけること。

14、王子納税者支援センターについて、

- ①北区ニュース並びに民間紙などへの広報に努めること。
- ②区の補助金を増額すること。
- ③確定申告などの相談会会場は、北とぴあの地下展示場など広い会場を手当てすること。

### 第 3 節 人格の形成をめざす学校教育について

1、憲法の精神が生かされる教育をすすめること。

- ①日本軍による侵略と植民地支配、沖縄の集団自決や慰安婦問題などの歴史的事実を正しく伝え、ねじまげた戦争史観をおしつけないこと。
- ②「教育勅語」靖国神社・遊就館思想の強制は行わないこと。
- ③「日の丸」の礼拝や、「君が代」斉唱の強制が、教師や児童・生徒らの内心の自由を犯すものとする東京地裁の判決の重みを十分に踏まえ、教育現場にいかなる「強制」も持ち込ませないこと。
- ④「愛国心」の強制はしないこと。
- ⑤どの子どもも能力に応じたやり方で、学習内容が等しくつかめるまで支援する体制をつくること。

- 2、全国一斉学力テストは、国に中止を求めると共に、結果については公表しないこと。
- 3、教育費の抜本的負担軽減のために、以下の点を国、都に求めること。
  - ①幼児教育の無償化。
  - ②高等教育の無償化条項の国際規約の批准及び実施。
  - ③（仮称）給付型奨学金制度の創設や奨学金制度の拡充。
- 4、就学援助認定については、
  - ①認定基準を拡充すること。
  - ②不況による生活の変化などに常時対応すること。あわせて、制度の周知を徹底すること。
  - ③新たに実施された学習支援費については、準要保護家庭にも支給すること。
- 5、北区奨学資金貸付事業については、定員の拡大、貸付金額の増額、返済条件の緩和など改善すること。
- 6、卒業アルバム代、就学旅行、日光高原学園などへの補助を実施すること。
- 7、学校給食費については、
  - ①値上げ前にもどすこと。
  - ②食材などの現物補助をおこなうこと。
  - ③食材の安全に万全を期すこと。
- 8、少人数学級・30人学級については、
  - ①区独自に実施すること。当面、小学校1年生からただちにとりくむこと。
  - ②国と都に対して実施を求めること。
- 9、学力パワーアップ事業については、
  - ①非常勤教員の配置を拡充すること。
  - ②非常勤教員に、教科書や遠足の交通費などを支給すること。
  - ③退職教員などの採用を拡大するとともに、雇用条件を改善すること。
- 10、困難をかかえる学級、学区域の子どもが他の学区へ多数行く学校に対しては、教職員体制を拡充すること。
- 11、「英語が使える北区人」事業については、AETの質の向上をはかること。
- 12、不登校対策などのために、教員資格、臨床心理士資格をもつ専門家を、スクールソーシャルワーカーとして、学校に配置すること。
- 13、日本語学級は区内各地に増設すること。当面、滝野川地域の交通至便校に設置すること。
- 14、特別支援教育については、
  - ①学校内の特別支援コーディネーターは専属配置とすること。
  - ②巡回相談員の派遣期間を延長すること。

③福祉部門、保健部門と連携し「ことばの遅れ」を乳幼児期早期に発見して、障害による場合は療育を、環境による場合は家庭支援をする早期総合支援体制を構築すること。

15、特別支援学級については、

- ①浮間小、浮間中、赤羽西地域、飛鳥中に特別支援学級を設置すること。
- ②偏在による、通学困難や教育条件のアンバランスに丁寧・迅速に対応すること
- ③最低基準を拡充するとともに、児童生徒数が 20 名以上の学級を早期に解消すること。当面、子どもの障害や状況に応じて、必要な人的措置をおこなうこと。

16、プール授業の水泳指導補助員を拡充すること。当面、単学級すべてに配置すること。

17、栄養士については、

- ①正規職員として全校に配置すると共に、国、都に負担を求めること。
- ②非常勤栄養士の勤務実態をつかむこと。
- ③非常勤栄養士の研修を保障し、待遇改善を実施するとともに、サービス残業をやめさせること。

18、各学校の生ゴミ処理機のとりにくみ状況を把握し、稼働できるよう支援すること。

19、専任司書教諭ならびに司書を配置すること。また、各学校図書室の充実にむけて、当面、現状調査をおこなうこと。

20、スクールカウンセラーについては、常勤化し、全校に配置すること。

21、学校に要員を配置し、安全対策に万全を期すこと。

22、学校の統廃合については、

- ①まず統合ありきの強硬姿勢を改めること。
- ②地域住民、卒業生も含む合意形成を行うこと。
- ③児童、生徒への説明（会）をおこなうこと。また、児童、生徒の意見、要望を反映させること。
- ④小学1年生の通学距離が500メートルをこえない事を原則とすること。
- ⑤統合加配の制度化を都にはたらきかけること。
- ⑥新設校の校歌作成費を増額すること。

23、学校の令達予算の配当のあり方を詳細に点検し、教材・教具、保健、給食などの充実改善をはかること。その際、校長、教員、事務職員の意見をよく聞くこと。

24、「子どもの意見表明権」を尊重し、開かれた学校づくりをすすめるために、生徒、教職員、PTA、地域住民による四者協議会を設置すること。

25、「不登校」などの問題にとりくんでいる団体やグループに対し、区民施設利用料の減免や、区の遊休施設の貸与などの支援をすること。

26、定年退職後の教職員に対する再雇用制度を、北区として継続すること。

27、労働安全衛生委員会を設置すること。

## 第4節 学校の施設整備について

### 1、一般の施設整備については、

- ①一般改修については、学校長の求めにすみやかに応じること。
- ②洋式トイレを増やすこと。あわせて、温水洗浄便座を導入すること。また、耐震性能維持のため、出入口が男女共同のまま残っているところは、大規模改修、耐震改修の機会をとらえて改善すること。
- ③給食用のリフト、プールの浄化装置を点検し、改修すること。
- ④小学校の校庭の「土」化、芝生化をすすめること。

### 2、学校改築に関しては、

- ①エコスクール、芝生化などに対する補助制度の充実を国、都に求めること。
- ②スーパーリフォームや大規模改修を視野に入れ、全体計画を立案すること。
- ③住民参加・児童生徒参加で、あるべき学校像を定め、建築構想、設計に反映させること。
- ④シックスクール対策に万全を期すこと。
- ⑤国の補助基準算定の見直しを求めること。

### 3、十条富士見中学校については、

- ①JR 駅近接である利点を生かし、区内外の学校教育交流事業が行える諸施設を、東京都などの参加を得て整備すること。
- ②広い校庭を生かし、中学校対抗サッカー大会などができるようにすること。夜間照明を整備すること。体育館はフットサルができる構造にし、地区体育館として開放すること。一般開放用の出入口、更衣室、トイレ、温水シャワールームなどを整備すること。
- ③旧富士見中跡利用計画では、隣接の王子第五小学校移転を最優先課題とすること。

### 4、学校統合後の跡地ならびに教育施設については、

- ①できるだけ教育財産としての活用計画を重視し安易に民間売却などはしないこと。
- ②地区体育館などで活用されている体育館は残すこと。
- ③暫定開放については、住民要望に応えること。

### 5、アスベスト対策については、

- ①解体時における除去工事に万全を期すこと。
- ②工事にとまなう国、都の財政支援を求めること。

## 第5節 生涯学習の充実を

### 1、図書館については、

- ①計画的に司書を配置すること。
- ②委託館の現状を詳しく調査すること。
- ③職員体制を整え、全地区図書館の利用時間を延長すること。

- ④すべての図書館のレファレンス（簡易なもの、正規職員に引き継いだもの）を調査し、機能を充実させること。
- ⑤視覚障がい者への対面朗読サービスを拡充すること。
- ⑥福祉施設や医療機関などへの図書館出張サービスを実施すること。

2、赤羽西図書館のバリアフリー対策を急ぐこと。

3、王子東地域内の三地区図書館を引き続き確保すること。

4、スポーツ施設全般について、

- ①利用料や値下げすること。
- ②夜間照明料金は低額なものにすること。
- ③駐車場料金も値下げすること。

5、地区体育館については、

- ①10館体制を維持し、増設すること。
- ②あわせて建て替え期間中は代替機能を確保すること。
- ③旧新町中の地区体育館は耐震改修をすすめること。

6、桐ヶ丘体育館については、建て替えを計画化すること。

7、（仮称）赤羽体育館建設については、住民要望を取り入れ整備すること。

8、北運動場については、透水性の向上、ホコリ対策などから「ロング・パイル方式」の人工芝の運動場として整備し直すこと。また、照明を明るくすること。

9、浮間少年サッカー場の人工芝のはりかえを行うこと。あわせて、日影をつくること。

10、西が丘ナショナル・トレーニングセンターの諸施設は、可能な限り一般利用に供すること。旧赤羽自衛隊基地跡地の陸上競技練習場は、地元陸連などに定期的に一般開放をさせること。

11、隣接住居もなく、交通至便な条件にある稲田小学校にナイター設備を設置し、夜間一般開放すること。また、消防団の訓練所としても活用すること。

12、スリー・オン・スリーや、フットサル場を増やすこと。

13、ローラースケート・スケートボード場をつくること。

## 第6節 平和に貢献する北区を

1、日本国憲法9条を守ること。

- 2、北区平和都市宣言を「北区非核平和都市宣言」にすること。
- 3、2020年までに核兵器全廃をめざす諸行動に協力すること。とりわけ2010年の核不拡散条約（NPT）再検討会議で核兵器廃絶の「明確な約束」を実行させるため、積極的にはたらきかけること。
- 4、以下の点を国に求めること。
  - ①インド洋における自衛隊の給油活動は撤退させること。
  - ②ソマリアに派遣されている自衛艦は撤退させること。
  - ③国家賠償による被爆者援護法のすみやかな制定。
- 5、北区平和条例を制定し、平和事業を拡充すること。
- 6、広島市と長崎市で毎年おこなわれている平和祈年式典に、区民、区、区議会の代表を派遣すると共に、平和都市交流事業を実施すること。
- 7、平和都市国際会議への参加を検討すること。
- 8、区民による被爆体験の聞き取り活動を援助すること。
- 9、双友会への助成金を復元し、見舞金を増やすこと。
- 10、区の発行してきた平和マップなどを活用し「平和の語り部」育成や平和教育をすすめること。
- 11、飛鳥山の平和の女神像や北とぴあの平和祈念像など、北区の「平和資源」を内外に発信すること。
- 12、区民まつりの会場において、自衛隊員募集のテントを置かせないこと。

## 第7節 男女共同参画をめざして

- 1、「北区男女共同参画条例」にもとづく施策推進にふさわしい「アゼリアプラン」改定とすること。
- 2、クオータ制の導入などで、各種委員会や審議会での女性の構成比率を高めること。
- 3、DV（ドメスティックバイオレンス）の相談については、関係機関との連携強化をさらに強めること。また、DV被害者が公的住宅に入居できるよう、都とともに体制を整えること。
- 4、公共の男子トイレにオムツ替えの施設を増設すること。
- 5、選択的夫婦別姓制度を導入するよう、民法の改正を国にはたらきかけること。
- 6、同一労働・同一賃金の原則を確立し、男女格差を是正と、ワークライフバランスの改善を関係機



関にはたらきかけること。

## 第8節 消費者施策について

- 1、「振り込め詐欺」や「オレオレ詐欺」、「インターネット詐欺」や「つぎつぎ販売」などマルチ商法を防止するために、関係機関と力を合わせる。悪質リフォーム業者対策を講ずること。
- 2、割賦販売法の抜本改正（消費者保護のためにクレジット会社の責任を負わせるもの）を国に求めること。
- 3、消費生活センターについては、
  - ①相談員を増員し、正規化をはかること。
  - ②休日、夜間も対応できるようにすること。
- 4、消費者行政審議会を区民参加でたちあげること。

## 第3章 安全で快適なうるおいのあるまちづくりを

### 第1節 まちづくりの基本について

- 1、（仮称）北区まちづくり条例を住民参画で策定すること。
- 2、区内の国有地については、財政負担の少ない方法で区有化をすすめること。
- 3、都市計画マスタープランの改訂については、
  - ①若者世帯の定住化と、高齢者の居住継続、居住水準と居住環境の向上と産業の活性化を目指すものとする。
  - ②高度利用規制を強化し、高度地区に最高限度高さを設定すること。公営住宅など低所得者向け住宅を拡大すること。
  - ③地域ごとに、特別養護老人ホーム、地域密着型介護施設（グループホーム、ケアハウス、小規模多機能施設）や、防災や子どもの遊び、若者高齢者のスポーツと健康増進のためにオープンスペースの確保などの公共施設の確保目標を設定すること。
  - ④駅前再開発における高層ビル建設構想はやめること。
  - ⑤各都市計画事業道路建設の際には、環境アセスメントを実施すること。
  - ⑥埼京線の立体化は、地下化を基本とする旨を明記すること。
  - ⑦北区として「景観行政団体」となること。
  - ⑧「生物多様性基本法」に基づく施策を盛り込むこと。
  - ⑨都市型集中豪雨に対する施策を盛り込むこと。
  - ⑩身近な公共交通として「コミュニティバス」を位置づけること。
- 4、中高層建築物の紛争予防条例、および居住環境指導要綱については、
  - ①「近隣住民の同意」の尊重を明記すること。
  - ②「隣地境界との距離」「各住戸の専有面積」も含む、計画図書の提供義務を盛り込むこと。
  - ③「周辺地盤への影響防止の手だて」を義務づけること。
  - ④地下室マンションの規制を盛り込むこと。
- 5、地区計画については、
  - ①絶対高さ制限を導入する区域を増やすこと。
  - ②ワンルームマンションの建築禁止区域を設定すること。
  - ③住民に制度を周知徹底すること。
- 6、学校、幼稚園、出張所などの跡地利用にあたっては、一般参加のワークショップを開催するなど、住民要望を十分に反映し、早期活用をはかること。当面、暫定利用を推進すること。

### 第2節 防災対策の拡充

- 1、被災者生活再建支援制度の抜本的改善をはかり、住宅再建について国に法改正を求めること。

2、エレベーター閉じこめ問題、都市型水害など、都市型災害対策を重視すること。

3、家具転倒防止器具の取り付け助成については、

- ①住宅の実態に応じたメニューの選択幅を広げ、周知方法を改善して継続すること。
- ②室内シェルターの設置について周知徹底につとめ、積極的活用をはかること。

4、都条例で義務づけられた住宅用火災報知器取付けについては、

- ①周知につとめ、悪質な訪問販売の被害を防止すること。
- ②町会自治会などの一括購入に助成をおこなうこと。

5、公共的施設の耐震改修については、

- ①赤羽会館の耐震改修計画を促進すること。
- ②その他の区有施設については「保全改修計画」に沿って耐震改修をいっそう促進すること。
- ③私立の学校・保育園・幼稚園・障害者施設などについての改修支援を強化すること。
- ④公共ならびに民間建築物の耐震診断・耐震改修促進のために、国及び東京都に抜本的な補助引き上げをはたらきかけること。

6、民間住宅の耐震改修促進助成については、

- ①共同住宅、非木造住宅も対象とすること。
- ②費用を増額すること。
- ③簡易な耐震改修や既存不適格住宅にも幅広く適用すること。

7、防災弱者・要援護者については、

- ①名簿の管理・活用についてのマニュアルなどをしめすこと。
- ②防災行動マニュアルを普及すること。
- ③関係機関・自主防災組織と、対象者およびその家族との協議をもつこと。

8、集中豪雨対策については、

- ①50mm/h 対策の促進を都にはたらきかけること。
- ②透水性舗装、雨水マスを増設すること。
- ③「ゲリラ豪雨」対策を都にはたらきかけること。
- ④JR 高架からの流水対策を徹底するよう JR に求めること。
- ⑤赤羽駅西口、南口など地下街への浸水防止対策をさらに強化すること。
- ⑥環八道路などの幹線道路の対策を関係機関とともに強化すること。
- ⑦赤羽台3丁目、補助85号線の整備をすすめること。

9、防災無線が聞こえない地域を解消すること。

10、防災センター展示物をリニューアルすること。

11、外国人への防災講座や訓練をいっそう進めること。

12、崖地の上下に建てる大型建築物の、土木建築技術指針をつくること。

- 13、豊島4、5、6丁目での大規模なまちづくり事業の機をとらえ、浸水対策をはかること。そのさい大型地下貯水槽を設置すること。
- 14、豊島2、3丁目の水害対策について、石神井川の護岸工事を早期に整備し、予想を超える雨量にも対応できるよう、対策を講じること。
- 15、神谷3丁目柏木神社付近、同1丁目22番地付近の慢性的出水対策をたてるよう関係機関にはたらきかけること。

### 第3節 快適で、うるおいのある住宅・まちづくりを

- 1、第3次北区住宅マスタープランの策定にあたっては、
  - ①居住権の保障をめざすものとする。
  - ②住宅形態別、所有形態別の住宅実態分析をおこなうこと。
  - ③あらゆる世帯・所得特性に応じた住宅施策確立をめざすこと。
  - ④低所得者、若年子育て家族、高齢世帯のための公共賃貸住宅供給計画を拡充すること。
  - ⑤民間賃貸住宅の良好な居住水準と住環境の確立を誘導する建築助成制度、共同化支援制度を確立すること。
  - ⑥2以下に記述した住宅に関する諸要望について、具体化し盛り込むこと。
- 2、区営住宅については、建替え、新築をおこない戸数増をはかること。
- 3、都営住宅の新規建設を再開するとともに、空き家住宅については積極的に公募するよう都に求めること。
- 4、今後の小規模都営住宅のあり方については、
  - ①100戸以下の都営住宅の耐震改修を進めて、移管するよう東京都にはたらきかけること。
  - ②区有施設が併設されている都営住宅の耐震改修促進を都にはたらきかけること。
  - ③撤去する住宅の居住者移転に際しては、居住水準を下げない移転先とし、高齢・障害者世帯への引っ越し費用の軽減と助成をおこなうこと。
  - ④移管された住宅の建て替えについて計画化すること。
- 5、都営住宅の広さ、間取りを住む人の立場で改善し、都市型誘導水準を回復すること。
- 6、都営・区営住宅の名義承継については、
  - ①現行の承継制度は撤回すること。
  - ②当面、第二親等までは認めること。
  - ③緊急対策として、低所得者、住宅困窮者の特例範囲を広げること。
  - ④都営・区営の入居基準を満たしながらも承継を認められなかった世帯には、生活保護、障害福祉等あらゆる施策を活用し居住権を保障すること。

- 7、都営・区営住宅の家賃値上げは引き続き凍結すること。あわせて収入基準の切り下げに伴う家賃の値上げはしないこと。
- 8、都営住宅の指定管理者については、民間不動産会社の導入をおこなわないよう都に求めること。
- 9、区営・区民住宅については、民間不動産会社への指定管理をやめること。
- 10、公営住宅に入れない入居資格者に、入居保証、家賃補助、更新料補助の制度をつくること。
- 11、区民住宅の補助金復活と小規模賃貸住宅建築助成の凍結解除などにより、賃貸住宅供給を促進すること。
- 12、都民、区民住宅に申し込めない収入基準の方について、改善をはかること。
- 13、高齢者対象の借り上げアパート、シルバーピアなどの事業を大幅に拡充すること。あわせて高齢者の民間賃貸住宅入居支援（斡旋制度の充実、入居保障制度の充実、生活支援ネットワーク、介護事業所との連携など）の充実を進めること。
- 14、ファミリー家賃補助については、
  - ①周知徹底をはかること。
  - ②子ども一人以上とするなど対象を広げること
  - ③増額および補助期間の延長を実施すること。
- 15、3世代住宅建設助成および親元近居助成の額を引き上げること。
- 16、分譲マンションの諸問題解決については、
  - ①相談窓口を充実し、周知徹底すること。
  - ②バリアフリー改修や耐震改修に助成すること。
- 17、公社赤羽窓口センターの夜間開設、都住宅供給公社桐ヶ丘出張所の継続を都にはたらきかけること。
- 18、都営桐ヶ丘団地再生計画については、以下の点を都に求めること。
  - ①診療所など第一期の未着手部分を計画化すること。
  - ②型別住宅の居住水準を下げないこと。
  - ③移転完了後住棟の安全対策を実施すること。
  - ④移転に際して、高齢世帯などに対する負担軽減をはかること。
  - ⑤単身高齢者が集中する住棟については、管理人を配置するなどの対策を講ずること。
  - ⑥桐ヶ丘地区第三期建て替えにあたっては、隣接する保育園や老人ホーム、病院また障害者住戸などへの配慮と安全に万全を期すこと。
  - ⑦新築の号棟については、号棟番号など住居表示をわかりやすくすること。北区としてもプレートを貼るなど対策を講ずること。
  - ⑧3号棟の一階両開きドアはスライド式にすること。
  - ⑨後期計画策定にあたっては、住民説明会を実施するとともに、以下の住民意見や要望を盛り込む

こと。

- ・当初の再生計画戸数を堅持すること。
  - ・超高齢化地域であることから、在宅介護をささえる居住スペースの確保とともに、医療・福祉・介護の連携に必要な施設整備を計画化すること。
  - ・地域振興室や風呂つきいこいの家など、コミュニティの核となるセンターをつくること。
  - ・ファミリー層の入居ができるよう、新たな仕組みをつくること。
  - ・身近な商店街の形成など、既存商店や住民要望にこたえること。
  - ・旧桐ヶ丘北小学校跡地については、校庭のスポーツ利用など、住民要望にこたえること。
- ⑩樹木を増やし、緑地を拡大するとともに公園を確保すること。

19、赤羽西 5 丁目に建設予定の印刷局住宅については、赤羽自然観察公園の隣接地であることなどから、さらに環境に配慮した高さ、景観とすること。また、都市型集中豪雨対策として、地下貯水槽の設置や透水性舗装などの対策を独立行政法人に求めること。

20、赤羽西 5・6 丁目の都営・区営住宅のエレベーター設置を促進すること。

21、都営神谷 2 丁目アパートの建て替えについては、以下の点を都に求めること。

- ①全体計画を早期に、全ての住人に分け隔てなく周知するとともに、居住者の要求をくみあげる期間を十分とること。
- ②自治会を通した人だけを相手とするような「窓口一本化」は厳に慎み、住人のもとめに応じて説明会や、相談会をおこなうこと。
- ③仮移転住宅を神谷近辺に余裕を持って用意するなど、地域コミュニティを壊さぬよう万全の配慮をもってあたること。
- ④2人世帯に 2K（あるいは 2 人用 2DK）を、単身世帯に 1DK を一律にあてがうことを改め、実情に応じた間取りとなるようにすること。
- ⑤エレベーターの台数など設置基準を安全・利便のため改善すること。
- ⑥引越費用を実態に見合うよう引き上げること。

22、王子本町 3 丁目都営アパートの建て替えにあたっては、以下の点に留意するよう都に求めること。

- ①計画案の提案は 1 年以上の期間をおき、きめ細かな説明会の開催などで住民参加を保障すること。
- ②居住面積については、在宅介護にも対応できる広さを確保するなど、1DK タイプ住宅の見直しを行うこと。
- ③住居移転については、戻り入居を基本に近接の住宅を確保し、遠隔地の移転を押しつけないこと。
- ④移転経費を入居者に負担させないこと。とりわけ、高齢世帯、低所得者世帯については、粗大ゴミ処理費、引っ越し費用、電気機器取り外し経費など、実費弁償とすること。

23、旧池袋商業高校・滝野川 7 丁目都営住宅跡地については、避難場所、老人保健施設、保育園用地などの誘致を都に働きかけること。

24、UR（旧公団・都市再生機構）賃貸住宅については、以下の点を国、関係機関にはたらきかけること。

- ①昨年の北区議会第 3 定例会で全会一致、採択された「独立行政法人都市再生機構が 2009 年 4 月の家賃値上げを行わないことを求める意見書」ならびに赤羽台、王子 5 丁目、豊島 5 丁目団地自

治会の陳情採択により都市再生機構に提出された「要望書」の実現をはかること。特に、家賃値上げの凍結については引き続き実施すること。

- ②「公共住宅」として存続させること。
- ③災害、緊急時の危機管理体制の拡充をはかること。
- ④高家賃を引き下げ、空き家の解消をはかること。
- ⑤今回の「都市再生機構・整理合理化案」に位置づけられた「市場住宅補完」と「公営住宅補完」について、区の積極的対応と、当面低所得高齢世帯への家賃減免措置や据え置き制度を拡充すること。
- ⑥子育て世帯への居住支援措置をはかること。

## 25、赤羽台団地の建て替えについては、以下の点を都市機構に求めること。

- ①居住者、周辺住民など関係者の意見を反映すること。
- ②シルバーピアやケアハウス、高齢者向け優良賃貸住宅、単身者対応住宅などを計画化すること。
- ③福祉施設、集会施設、自治会やNPO団体などの活動の場を設けること。
- ④崖線をはじめ、みどり豊かな住環境を拡充させること。
- ⑤身近な商店街の形成など、既存商店や住民要望にこたえること。
- ⑥36階建ての超高層建築を見直すこと。
- ⑦崖線のバリア解消をはかるとともに、公共交通のモデル的団地とすること。
- ⑧建物の除却・建設工事に関する騒音、振動、交通、アスベスト対策など、周辺住民や幼稚園、保育園、学校などに配慮した対応をすること。
- ⑨家賃特別減額措置制度を堅持し、若年層にも拡充すること。また、収入基準変更により、同団地内での家賃に格差が生じないようにすること。
- ⑩検討会の正式メンバーとして、区民と居住者の要望を計画に反映させること。
- ⑪学校跡地は、文教施設や防災機能に加え、高齢者向け福祉施設などの活用をはかること。

## 26、西ヶ原1丁目のURによる賃貸住宅建て替えと開発については、以下の点を求めること。

- ①周辺地域環境を維持改善する計画とすること。
- ②周辺の高層住宅との関係で風害などが増大しないよう十分な配慮をおこなうこと。
- ③建て替えに伴う本格移転や戻り入居に関しては退職や介護などの生活条件に配慮した細かい居住支援、転居支援をおこなうこと。
- ④新規に開発する民間賃貸住宅は、所得25%～60%の中堅所得ファミリー層向けとすること。

## 27、外大跡地のURによる民間賃貸住宅開発については、以下の点を求めること。

- ①定期借地期間を50年に短縮する協議を開始すること。
- ②家賃設定を中堅所得層向けに見直すこと
- ③引き続き周辺住民との話し合いを継続すること。

## 28、公社住宅の家賃値上げは行わないよう都に求めること。

## 29、区画整理事業や「密集」事業など都市計画事業区域内での小規模賃貸住宅建設、共同建築、高齢者向け賃貸住宅建設、グループホームなどの住宅建設への助成を事業化すること。

## 第4節 温暖化による気候変動から地球環境をまもるために

- 1、二酸化炭素、フロンなどの排出抑制、緑や水の確保、大気汚染防止の目標を、政府が明らかにした温室効果ガス 25%削減目標にあわせて定め、計画化すること。
- 2、高速道路王子線の環境対策については、以下の点を首都高速道路株式会社へ求めること。
  - ①TMD（低周波騒音制振装置）設置や埋設型ジョイント設置後の騒音、振動の対策効果について、検証すること。
  - ②堀船供給公社、堀船3丁目マンション付近をはじめ、王子線全線において、遮音壁の延長や頂部に吸音装置を設ける新型遮音壁の設置、高架裏面吸音板の設置や遮音壁に光触媒など新たな対策を強化すること。
  - ③滝野川3・5丁目西巣鴨交差点付近のノージョイント化や制震装置による低周波騒音対策など新たな対策を強化すること。
  - ④本線やランプの沿線で生じている地盤沈下や、家屋・マンションの損傷などに対し、現状復帰を原則として十分な対策をとること。
  - ⑤定期的に、低周波騒音、振動、二酸化窒素、SPMなどの値を公表すること。
- 3、大気汚染測定局を大幅に増設し、微少粒子状物質 PM2.5 の測定を開始し、リアルタイムで公表すること。
- 4、区内主要道路に騒音、振動、大気汚染などの自動記録装置を設置し、常時測定と集中管理をおこなうこと。また、記録を公表すること。
- 5、引き続き公用車、雇上車の低公害車への切りかえを促進すること。また、民間事業者の低公害車購入に対する補助制度を関係機関に求めること。
- 6、新幹線の区内走行における「公害協定」の厳守と在来線の騒音、振動対策の徹底を JR に求めること。
- 7、区内4河川の水質浄化のために、
  - ①浚渫（しゅんせつ）など関係機関にはたらきかけ、定期的を実施すること。
  - ②石神井川、とりわけ王子駅南口トイレの汚水垂れ流し問題について、下流の水質調査を定期的実施し、水質浄化のための基本計画を策定すること。
  - ③JR と東京都の責任を明確にし、悪臭対策、水質浄化策を都や JR とともにおこなうこと。
  - ④水質浄化と共に周辺環境整備について、親水機能を含め、都や関係機関とともに推進すること。
- 8、ダイオキシン類土壌汚染問題については、
  - ①ダイオキシン特別措置法による「汚染対策」の実施にあたっては法的、技術的、財政的、および汚染原因の究明など東京都に対し、全面的支援を求めること。
  - ②覆土対策後のリスク管理については、団地自治会などの住民要望を反映すること。
  - ③旧赤羽西東電独身寮跡のダイオキシン対策に万全を期すこと。



#### 9、学校以外のアスベスト対策については、

- ①区内公共施設の解体時におけるアスベスト撤去工事に万全を期すこと。
- ②撤去工事にかかわる国や都の補助制度を拡充するよう求めること。
- ③関係機関と協力し、区内の建物などのアスベスト実態調査をおこなうこと。

#### 10、区内の河川敷や公園に、人と犬とが共生できる「ドッグラン」を整備すること。

#### 11、浮間水再生センターについては、

- ①周辺の緑化を推進すること。
- ②新処理場の畑地と緑化をすすめること。

#### 12、都市浮間公園池のあおこ対策の拡充を都に求めること。

#### 13、都に対し、都電軌道敷内の緑化をはたらきかけること。

### 第5節 リサイクル促進と清掃事業の充実を

#### 1、東京23区清掃一部事務組合による今後の事業計画については、3Rを基本に見直すこと。

#### 2、家庭ゴミの収集を有料化しないこと。

#### 3、家電リサイクル法に伴う低所得者への補助制度をつくること。

#### 4、廃プラスチックを分別・収集し、資源化すること。

#### 5、廃棄物の製造者責任明確化のため、「拡大生産者責任」制度を作るよう国に求めること。

#### 6、7館を目標に「エコー広場館」を増設すること。

### 第6節 利用しやすい交通機関を求めて

#### 1、区内鉄道各駅のバリアフリー化を促進するため、以下の点をはたらきかけること。

- ①全改札口、低地側・高台側とも対象とすること。
- ②国、鉄道事業者の負担分を増やすこと。

#### 2、十条駅上り線ホーム赤羽駅方面寄りに、改札口を増設するよう求めること。

#### 3、東十条駅の中十条側のバリアフリー化を促進すること。また、南口改札内をバリアフリー化するよう求めること。

#### 4、王子駅にエレベーターを設置するよう求めること。

- 5、田端駅バリアフリー化工事にあたっては、利用者の利便性を確保すること。
- 6、板橋駅のバリアフリー化を急ぐこと。
- 7、地下鉄西巢鴨駅出入り口を滝野川5・6丁目にも設置するよう求めること。
- 8、羽田および成田両空港と、区内を結ぶ直通アクセスの実現に努めること。
- 9、コミュニティバスの本格運行にあたっては、
  - ①路線名やバス1台1台に愛称を公募し、区民と協働でPRにつとめること。
  - ②シルバーパス、障がい者パスなども使用できるようにすること。
  - ③JRや駅前広場などに、わかりやすい表示を設置すること。
  - ④安全運行体制には万全を期すこと。
  - ⑤車両を無公害ないし低公害車にすること。
  - ⑥住民との協働で、乗り継ぎの改善、上中里駅乗り入れ、バス停の位置の改善などを行うこと。
  - ⑦ルートの新増設に踏み切ること。
- 10、各駅周辺の自転車駐輪場については、
  - ①鉄道事業者の責任で整備させること。
  - ②赤羽駅周辺の駐輪対策を急ぐこと。
  - ③東十条駅北口については、新幹線の高架下活用、跨線橋の拡幅などで駐輪場を増やすこと
  - ④王子駅北口については、音無親水公園右岸花畑上部に、上下2層の駐輪施設を整備すること。
  - ⑤田端駅については、東田端側の歩道を車椅子が通行できるよう改善するとともに、改札口近くに増設すること。
  - ⑥一定割合で自動二輪の駐車スペースを確保すること。
- 11、大型店のほか、一定の集客力をもつ事業者に対しても自転車駐輪場の設置義務を明確化させること。
- 12、コイン式駐輪場を引き続き増設すること。
- 13、王子駅南口の営業時間を、一日も早く元にもどすこと

## 第7節 通行の安全・安心対策の充実を

- 1、自転車の安全な利用をはかるために、
  - ①あらゆる機会を捉えて、自転車利用者の技術とモラルの向上に努めること。
  - ②交通安全協議会を抜本的に改変し、たとえば自転車専門部会などを設置するなど機能を強化すること。
  - ③自転車道を整備すること。
  - ④3人乗り自転車に対する貸し出しや助成制度を創設すること。
- 2、歩道橋の必要性和利用実態を見直し、以下の地点を重点として横断歩道を設けるよう関係機関に

はたらきかけること。

①補助 244 号線旧北中学校前、②旧桐ヶ丘北小学校前、③桐ヶ丘赤羽台歩道橋、④環七通り平和橋交差点、⑤同馬坂交差点、⑥北本通り王子 3 丁目交差点、⑦明治通り溝田橋交差点

3、商店街の解散による街路灯の廃止に代替策を講じること。

4、「キララ舗装」や透水性舗装を促進すること。

5、交通標識は見やすいものに改善し、必要に応じて増設するようはたらきかけること。

## 第 8 節 各地域のまちづくりの課題について

1、新河岸橋の架け替えにあたり、堤防の親水化、管理道路の整備、交通アクセスの確保をはかること。また、スロープ化などバリアフリー化をすすめること。

2、人口増加の浮間西地域に児童館を整備すること。

3、浮間区民センターの建て替えを計画すること。

4、浮間、赤羽北地域の東北・上越新幹線の高架下の雨漏り対策を JR にたてさせること。

5、西浮間小学校跡地は、遊び場、教育関連施設などとして活用すること。

6、浮間舟渡駅北口にミニ駅前広場を整備すること。

7、赤羽北 2 丁目、北赤羽駅周辺の信号を「待ち時間表示式信号機」に替えるよう、関係機関にはたらきかけること。

8、赤羽北 2 丁目、旧東京田辺工場跡地を公園用地として取得すること。

9、赤羽西口周辺については、

①交通渋滞解消のため、さらに改善をすすめること。

②臭気や雨水対策など、改善を急ぐこと。

③花壇・緑地の定期的な手入れとともに、「花\*みどり」の北区にふさわしい駅前整備をおこなうこと。

10、旧桐ヶ丘北小学校については、

①少年少女サッカーなどの暫定利用を継続させること。

②隣接する中学校の改築に合わせ、地区体育館やサブグラウンドとして位置づけること。

③地域諸行事の代替施設としての活用をはかること。

11、旧赤羽台中、旧赤羽台東小学校の 2 つの跡地は売却せず、地域の防災拠点としての役割を継続

させるとともに、高齢者施設など地元要望にこたえること。

12、赤羽台 4 丁目の赤羽台さくら並木公園については、さくらまつりが実施できるよう助成すること。

13、老朽化した赤羽公園をリニューアルするとともに、日常的な管理体制を強化すること。

14、旧志茂小学校跡地に整備される防災公園の利用方法や管理運営については地元住民の意見、要望を十分に聞き、反映させること。

15、志茂 1 丁目に建設予定のスーパー進出に伴って車の往来が激しくなる通学路について、子どもの安全を確保する対策を講じること。

16、志茂 3 丁目の日本化薬株式会社研究所跡地を北区が取得し、公園として整備すること。

17、旧岩淵水門（赤水門）を現状どおり保存や、100 周年にふさわしい取り組みを行うよう国に求めること。

18、補助 86 号線の現道が存在しない区間については、計画を廃止すること。

19、補助 89 号（東本通り）については、歩行者の安全確保策に努めること。

20、東十条地域に公園・児童遊園を計画化すること。

21、旧桜田小・中学校跡地の活用計画については、

- ①公共用地として活用することを求め、民間住宅事業者など民間売却はしないこと。
- ②防災機能を高め、緑あふれるオープンスペースの確保を中心とすること。
- ③高齢化などを含め、将来需要に対応する土地資源の確保をはかること。
- ④地元自治会、町会、地域住民と意見交換しながら、計画策定をはかること。

22、十条高台地区まちづくりは、埼京線地下化による立体化構想の推進と旧岩槻街道の拡幅整備を最重点課題として進展をはかること。旧岩槻街道と環状 7 号線交差部分の立体化計画は廃止すること。

23、現在の明桜中学校（元豊島北中）の今後の跡利用計画については、十分な説明と住民要望の反映をはかること。

24、豊島 5・6 丁目については、まちづくり計画の機をとらえて集会施設を設置または誘致すること。

25、日本油脂工場跡地再開発計画（豊島 4 丁目）に関するまちづくりについては、

- ①今後の対応について、適時、内容を住民に明らかにすること。
- ②暫定利用など、住民の要望を反映させ、住民参画で取り組むこと。

26、補助 88 号線計画の執行にあたっては、

- ①沿線住民の生活再建、営業補償などに区としても誠意をもって対応すること。
- ②バス停車帯を早期に設置し、渋滞解消につとめること。
- ③自転車専用道の設置を検討すること。

27、豊島 8 丁目遊び場については、計画通り区民センターなど公共施設整備をおこなうこと。

28、王子駅南口駅前広場や堀船 1 丁目周辺のまちづくりについては、

- ①地元住民と十分な協議をおこない、要望を反映させること。
- ②郵便ポスト、公衆トイレなどを設置すること。
- ③新設した区道や周辺の狭隘道路の一方通行化をはかること。

29、滝野川 6 丁目 NTT 社宅跡地については、

- ①三井不動産グループに対し、120 メートルの超高層マンション計画の再検討を求めること。
- ②東京都に対し、計画の再検討と、関係住民の合意がないまま工事を強行させないよう求めること。

30、滝野川地域に、北区のセレモニーホール建設を計画化すること。

31、南谷端公園については、再度近隣住民の声を聞き、利用改善をはかること。

32、飛鳥山から古河庭園前までの、本郷通り北側は、20mまでの絶対高さ制限を導入すること。

33、補助 91 号線、81 号線の計画を廃止し、生活道路網の整備を密集市街地整備とあわせてすすめること。

34、台東区部分が見直し路線となっている補助 92 号線については、

- ①当面、山手線の跨線橋整備は行わず、山手線～補助 93 号線間は、散策路、自転車専用レーンを整備し、緑化を進めること。
- ②補助 93 号線以东については、都市計画を廃止すること。

35、田端の土地区画整理事業については、

- ①建築資材の異常高騰にも対応できる移転補償制度への改善を、国、都に求めること。
- ②従前・従後の路線価図の公表や、重ね図の公表時期の前倒しを都に求めること。
- ③区としても、施工区域内での、共同建築補助、移転費用の貸し付け、および小規模賃貸住宅建築助成事業の適用、建築業者団体の紹介などの生活再建支援を実施すること。

36、田端駅のバリアフリー化は、東田端側、田端高台側同時に実施すること。

## 第4章 区民本位の行財政改革を

### 第1節 区役所庁舎のあり方をめぐって

#### 1、区役所庁舎のあり方については、

- ①現在検討されているどの案を選択するにかかわらず、暫定的な耐震補強策をただちに実施すること。
- ②将来的な庁舎のあり方については、区民合意を大前提に慎重かつ十分な議論をすること。
- ③4つの案を示しながら、あらかじめ移転・改築の案だけを誘導するようなやり方は戒めること。

### 第2節 住民本位の行財政改革を

#### 1、（仮称）「北区住民参画条例」を制定し、形式的な「パブリック・コメント」を改めること。

#### 2、「北区経営改革プラン」を廃止し、住民本位の「行財政改革プラン」をつくること。

#### 3、指定管理者制度については、

- ①公的責任を曖昧にし、サービスの低下、縮減を招く危険性があるため、指定管理者制度の導入、外部化方針は根本から見直すこと。
- ②現行指定管理者の経営状況、とくに必要な職員の配置、専門職の確保、派遣やアルバイト雇用などの実態をきめ細かく把握し、適正な指導を行うこと。労働者の賃金体系も把握し「ワーキング・プア」をうみだすことがないようにすること。
- ③モニタリングについては、福祉施設にとどまらず、全ての施設に対して第三者評価を実施すること。
- ④庁内のモニタリングについては、雇用・労働条件などにも踏み込み、厳格におこなうこと。

#### 4、財政運営上の「積み立て優先主義」を改め、区民本位に活用すること。

#### 5、人減らし最優先の職員定数管理計画を改め、計画的に新規採用をおこなうこと。

#### 6、職員に対して労務管理としての「目標管理」「成果主義給与」を強制しないこと。非正規職員の雇用の安定化と待遇改善をはかること。「官製ワーキングプア」を根絶すること。

#### 7、事業仕分けの導入はおこなわないこと。

#### 8、市場化テストは導入しないこと。

### 第3節 区民負担の軽減を

#### 1、消費税の増税計画をやめさせること。また食糧品、日用品については非課税とすること。

- 2、大企業への特権的優遇税制を廃止するとともに、応分の負担を求めること。
- 3、年金制度については、下記のことを国に求めること。
  - ①最低保障年金制度を確立すること。
  - ②年金受給年限を短縮すること。
  - ③「消えた年金」問題は早期に解決すること。
  - ④「消えた年金」問題で誤りが判明したものについては、現状で1年以上待たされている事態を早急に改善すること。
- 4、縮小された公的年金控除、廃止された老年者控除を復活させること。
- 5、配偶者控除、扶養控除は現状のまま継続するよう国に求めること。
- 6、税の申告にあたっては、国保料など社会保険料控除のつけおち防止、寡夫（寡婦）控除、医療費控除などの税負担軽減ができることを積極的に周知すること。
- 7、区独自の「障害者控除対象者認定書」の交付により、税負担の軽減となることを、保険証や保険料通知書送付の際など、あらゆる機会をとらえ周知すること。
- 8、介護保険料、国保料、後期高齢者医療保険料、住民税については、年金からの天引きによる徴収をやめること。

#### 第4節 公正・公平な契約をめざして

- 1、適正な賃金の確保、下請け保護、地元企業育成、談合の防止などをもりこんだ（仮称）「公契約条例」を早急に制定すること。
- 2、価格競争だけの入札方式から、総合評価方式の業者選定に切り替えること。
- 3、指名停止基準の強化と損害賠償額の引き上げをすること。
- 4、不落随意契約はやめること。
- 5、入札制度を改善するため、
  - ①請負業者への見積もり依頼を廃止すること。
  - ②発注価格を毎年見直すこと。
  - ③不透明な入札業者を公表し、契約から排除すること。
  - ④予定価格と契約実績を公表すること。
  - ⑤契約業者への「天下り・再就職」の禁止措置を実行すること。
  - ⑥契約状況の検査・調査制度を確立すること。
  - ⑦委託事務審査委員会の公表など、いっさいの委託、契約経過が公表できるようにすること。
  - ⑧区内に支店をおく事業者の実態を明らかにすること。

6、電子入札の実施にあたっては、

- ①当面は大規模工事など、高額な契約案件から導入すること。
- ②中小・零細企業が閉め出されることがないように、郵便入札と併用するなど十分な配慮をすること。

7、北区が発注する公共調達において、

- ①請負工事、請負事業における雇用および雇用契約実態調査をおこなうこと。
- ②北区、受注業者、労働団体との懇談を実施すること。

## 第5節 自治権拡充、財政権確立のために

- 1、東京都によるオリンピック招致についやした200億円におよぶ税金の用途を明らかにし、あわせて4000億円の積立金は都民要望のために使うよう都に求めること。
- 2、「道州制」の導入には反対すること。
- 3、「都区合算規定」を廃止させること。
- 4、大都市特有の行政需要に応えるため、国に「大都市交付金」を創設させること。
- 5、地方税減税影響額の全額を国に補填させ、都区財調財源への影響をなくすこと。
- 6、都、区への補填策を伴わない国庫支出金の削減をやめさせること。また、影響額完全補填策をとらない補助金の一般財源化には反対すること。
- 7、都区財政調整制度については、
  - ①法人住民税減額に直結してきた大企業減税をやめさせ、元にもどさせること。また、大企業・大資産家に対する対する特恵的な税制度を撤廃させること。
  - ②引き続き都区役割分担の明確化に努め、都による大都市事務負担分ののぞく財調財源は、すべて23区側財源とさせること。
  - ③子ども医療費の無料化など、23区共通の要望項目については、都の財政支配を排除し無条件に算入化させること。
  - ④特別交付金は、都側調整率45%分の中から交付させること。現行5%分については、平成21年度各区配分結果一覧をすみやかに公表させること。また、用途基準を明確化し、都による「垂直調整」の弊害を排除すること。
- 8、都区のあり方検討委員会の事務事業再配分については、基礎自治体に即する事務事業のみを精査し、その移管に当たっては、都の財源より、財源措置をおこなわせることを原則とすること。また、その決定は、議会側の承認を絶対条件とさせること。
- 9、都区協議会が設置した都区のあり方検討委員会においては、東京都が構想する「大都市経営論」や、23特別区の再編によるあらたな「東京市」創造などに、絶対に迎合しないこと。
- 10、都区協議については、いわゆる官僚主導による都区協議の場を、秘密交渉の場から傍聴を可と



するなど公開の場に変え、議長会をはじめ各区議会が参加できるようにすること。

11、区長会のあり方を根本から見直し、その決定権限の明確化と決定経緯の公開、並びに会議録の作成などを義務とさせること。

12、都市計画税財源については、

- ①23区への都市計画交付金（交付額）は大幅に増額させること。
- ②23区内都市計画事業などに充当させることを基本に、当該区事業に最優先に適用させること。
- ③使途基準を都区間で明確化させること。
- ④都市計画事業などへの財源は都市計画税を主に充てさせ、起債発行額を縮減させること。また、それにとまなう償還財源の財調算定額を縮小させること。

13、東京都の23区に対する補助事業を一方向的に縮小・削減させないよう、23区と一体ではたらしめかけること。

## 第6節 政治倫理の確立について

- 1、（仮称）「北区公務員倫理条例」を制定すること。
- 2、（仮称）「区幹部職員の天下り規制条例」を制定すること。
- 3、幹部職員の退職後の再就職先ならびに雇用先を、定期的に議会に報告すること。とくに、「区政会館」への元区長、副知事などの「天下り」に見られる特権的制度は廃止すること。
- 4、区長退職金を大幅に減額すること。
- 5、区長交際費をさらに縮小すること。
- 6、特別職の専用車を廃止すること。
- 7、職務に対し、公務員の倫理厳守はもちろんのこと、誇りを持って区民に奉仕する職場環境を整えること。
- 8、区議会議員の費用弁償は廃止すること。
- 9、議会選出監査委員の選任は公正・公平にすること。

## 第7節 永住外国人の権利擁護のために

- 1、永住外国人の地方参政権の実現を国に求めること。